

日本の刑事施設における自由の剥奪の実態

山 中 友 理

I. はじめに

2018年4月、「塀のない刑務所」として機能している大井造船作業場から1人の受刑者が逃走し、世間を騒がせた¹⁾。この逃走事件に関する報道の中心は、施設の近隣住民の「怖いので一刻も早く捕まえてほしい」という声であった²⁾。この報道からも分かるように、日本では受刑者に対する風当たりがきつく、受刑者は、刑務所という世間からは隔たれた場所に（ひっそりと）隔離され³⁾、その上で、苦痛に満ちた反省の日々を過ごすべきであるという考え方も根強い。現在、自由刑の執行は、閉鎖施設内で行われている。したがって、受刑者にとって施設内処遇の内容は、更生のための鍵であるということが出来る⁴⁾。その施設内処遇に関して、日本の刑務所を訪れた外国人からは、よい意味でも悪い意味でも、受刑者が厳しい規律の下、生活していることに驚きの声があがっている。本稿は、日本の受刑者が自由刑の下、移動の自由およびその他の行動・選択の自由を剥奪・制限されている点につき、その実態について考察するものである。現在、日本の受刑者のおよそ半数は、再入受刑者である⁵⁾。施設内処遇を終え、一度は社会に戻った者が、何らかの要因で社会復帰をできずに、またもや犯罪に手を染めているのである。社会復帰に失敗する要因は多数考えられるが、現行の受刑者に対する厳しい自由剥奪・制限も、少なくとも統計（再入率）を見る限りでは、再犯防止に資するものにはなっていないと言える。本稿は、このような実情に鑑み、日本における現在の矯正処遇（施設内処遇）に

における自由剥奪・制限に疑問を呈するものである。そこで、以下では、筆者のこれまでの国内外での刑務所参観の際に知り得た情報をもとにして、日本の刑事施設における過度な自由制限について考察する。具体的には、日本における開放的処遇の消極的な実施（少ない開放的施設、外出・外泊および外部通勤の少ない実施件数）の実態、受刑者に対する移動の自由以外の厳格な自由の制限（入浴、髪型の指定、刑事施設における暑さ・寒さ対策）について紹介し、検討する。

II. 移動の自由の制限

自由刑とは、犯罪の重大性により異なる期間の自由を剥奪する刑罰のことである。ここで剥奪・制限される自由は、移動の自由である。受刑者は、刑務所という限られた場所の限られた区域のみで（そのほとんどの場合で監視付きの）移動が認められている。日本における自由刑は、さらに懲役（刑法12条）、禁錮（刑法13条）、拘留（刑法16条）に類別されている。懲役は、刑務所に収容した受刑者に作業を義務付け、禁錮は、作業を義務づけない。拘留は、作業の課されない1日以上30日未満の短期の刑罰である（刑法16条）。現在、日本の受刑者の典型は、懲役受刑者である⁶⁾。すなわち、これらの者は、刑務作業に従事することが義務付けられており、怠業は認められないどころか⁷⁾、懲罰（刑事収容施設法150条）の対象とすらなっている。

1. 日本における受刑者の「自由」の制限の問題点

2007年より施行されている「刑事収容施設及び被収容者等処遇に関する法律」⁸⁾（本稿では、刑事収容施設法と呼ぶ）は、「この法律は、刑事収容施設の適正の管理運営を図るとともに、被収容者、被留置者及び海上保安被留置者の人権を尊重しつつ、それらの者の状況に応じた適切な処遇を行うこと」を目的として掲げている（1条）。これによると、自由刑の執行（行刑）においては、①

刑事施設の適正な運営管理と共に、これまでは明文化されていなかった②受刑者の人権の尊重と③受刑者の改善更生を目的とした矯正処遇が3基本原則として重視されるようになったのである。この3原則は、独立したものではなく相互に絡み合っているものであると解されているが、法の究極の目的は「適切な処遇」の実現であるとされている⁹⁾。その「適切な処遇」のために理由としてなのか、日本の刑務所においては、移動の自由以外の自由の制限が多いと言われている。すなわち、刑事施設の適正な運営管理や受刑者の改善更生を目的とした矯正処遇の実現のためとはいえ、受刑者の人権が制限されることも多いということである。また、現在、刑務所では当然のように慣行されている冷暖房設備の不設置など受刑者の行動・選択の自由の制限の中には、もはや受刑者を必要以上に苦しめていると言わざるを得ないものもある。それにもかかわらず、受刑者の行動・選択の自由に関しては、その正当化根拠、要件などにおいて不明瞭な点が多い。刑事収容施設法およびその施行規則は大枠を規定しているだけで、細々とした規則に関しては、各施設の長の運営に任されている現状にある。つまり、受刑に際して遵守を義務付けられている規則の大半は、法定のものではなく、各施設の長によって定められ、受刑者に配布される「しおり（手引き）」の中に規定されているのである。例えば、作業中のわき見、入浴中の口談の禁止¹⁰⁾、トイレに行く際には許可が必要である¹¹⁾ことなどの具体的な規則は、法律には規定されていない。また、受刑者間でおかずの交換の禁止や居室内で特定の時間になるまでは、寝転ぶことや壁にもたれかかることが禁止されていることなども「しおり」、または、刑務官の口頭での説明を通して初めて知る規則である。このように、自由制限の内容は、「しおり」を見ることができない部外者はもとより、受刑者にとっても、時として「身をもって」（実際に懲罰となってから）知る場合もあると推測され、不透明であると言える¹²⁾。

2. 開放的処遇

日本の刑事施設においては、自由刑の根幹である移動の自由に関しても、厳格に制限されていると言える。このことは、日本の刑事施設では開放的処遇がほとんど実施されていないということからも見て取れる。そこで、以下では、日本の刑事施設における開放的処遇の実態について見てみる。

はじめに、開放的処遇とは、物的設備と人的措置における拘禁度を緩和した状態で、受刑者の自律心及び責任感に対する信頼を基礎として行う処遇の形態をいう¹³⁾。これは、受刑者の再社会化のためには、なるべく一般社会に接触させた処遇の方法が望ましいという要請に応じて考案されたものであり、広義においては、開放施設における処遇のほか、週末拘禁、外部通勤、半自由、帰休などの諸制度をも含む¹⁴⁾。

開放的処遇を行う目的としては、以下の点があげられる。①受刑者の自己統制力と自律心が涵養される契機となる¹⁵⁾、②受刑者の忍耐力と責任感が強められる¹⁶⁾、③処遇の個別化が可能となる¹⁷⁾、④閉鎖的拘禁環境がもたらす苦痛を緩和することによる処遇の人道化が可能となる¹⁸⁾という効果があると期待されるためである。

また、開放的処遇を行う前提としては、①矯正職員と受刑者との間の相互的な信頼関係、および、②一般社会、とくに当該開放施設等を取り巻く地域社会の住民の理解と協力が不可欠である¹⁹⁾。

3. 開放的処遇の運用

ヨーロッパなどでは、犯罪傾向の少ない受刑者や仮釈放前の受刑者の自由制限を緩和して開放的施設に収容し、日中は外部通勤を行わせ、夜のみ施設で過ごさせる、または、平日は一般社会で過ごし、休日のみ施設に収容するという処遇が定着している。開放的施設とは、「収容を確保するため通常必要とされる設備又は措置の一部を設けず、又は全く講じない刑事施設の全部又は一部」²⁰⁾をいう²¹⁾。日本の刑事収容施設法も、受刑者の自発性及び自律性を涵養するため、

受刑者の生活及び行動に対する制限を、改善更生の目的を達成する見込みが高まるに従い、順次緩和すべきとともに（88条1項）、その見込みが特に高いと認められる受刑者の処遇は、開放的施設で行うことができるとしている（同条2項）。日本とヨーロッパの違いは、その実施件数の違いにある。例えば、開放的施設に関して、ドイツ²²⁾では、開放的施設が、女子刑務所、医療刑務所のような刑務所の一区分として相当数存在し、当施設における処遇が適正であると分類された受刑者を収容しているのに対して、日本では、そもそも開放的施設として位置付けられている施設自体が4施設と少なく（後述II.8.）、そこでの処遇も上述のヨーロッパの開放的処遇とは異なるものである。

4. 外出・外泊および外部通勤作業

現在、刑事収容施設法下において、受刑者の自律心及び責任感に対する信頼を基礎とした処遇として行われている開放的処遇は、外出・外泊および外部通勤作業である。外出・外泊とは、受刑者が、職員の同行なしに、外出し、又は7日以内の期間を定めて外泊することを認める制度である（106条）。また、外部通勤作業とは、受刑者を刑事施設の職員の同行なしに、刑事施設の外の事業所に通勤させて作業を行わせる制度である（96条）。そして、外出・外泊および外部通勤作業には、不帰所の場合の罰則が設けられている（293条2項1、2号）。

5. 対象受刑者の選定方法

開放的処遇を実施するうえでの大きな問題は、対象受刑者をどのように選定するかという点である。現在、外部通勤が認められるためには、仮釈放を許すことができる期間を経過したこと（96条1項）が刑事収容施設法下の要件とされている。その理由は、一時的にせよ、外部通勤作業が受刑者を刑事施設の職員の戒護下から離脱させるものである以上、それが自由刑の執行の範囲内にあるものとして許容され、一般国民感情の承諾を得るためには、相当の受刑期間

の経過が必要と考えられること、また、業務上の見地からも、外部通働作業を行わせる受刑者としての適格性の判定には、単に科学的な診断技法による人格調査のみならず、相当な受刑期間を通じた行動観察や処遇状況の検討等を要すると考えられることによるとされている²³⁾。また、同法施行規則57条によると、対象者は、①開放的施設における処遇を受けていること（1号）、②第1種又は第2種の制限区分に指定されていること（2号）、③仮釈放を許す決定がされていること（3号）という要件のいずれかを充たす必要²⁴⁾があるとされている。開放的施設において処遇を受けるためには、制限区分第1種に指定されていることが要件となるため、結局は、②の要件を充たす者に対して言い渡されることを意味し、これは、「要するに、受刑態度が良好であり、改善更生の意欲の喚起及び社会生活に適應する能力の育成を図ることができる見込みが高いと認められる者」²⁵⁾が対象者となることを意味している。これらの客観的・形式的要件に加えて、法は、「その円滑な社会復帰を図るために必要があるとき」（96条1項）という実質的な必要性をも要件としている。以上より、受刑者の選定に際しては、①外部通働作業を行うことを希望していること、②外部通働作業に堪えられる健康状態にあること、③受刑態度が良好であり、改善更生の意欲が高いと認められること、④外部通働作業に必要な適性があると認められることのいずれもが考慮されることになるという²⁶⁾。

6. 日本における開放的処遇の問題点

日本における開放的処遇の最大の問題は、これらを実際に運用している刑事施設が少なく、刑事収容施設法の施行後から2017年末までに実施された外出は281件、さらに外泊は、わずか24件にとどまっていることである²⁷⁾。これを単純に1年あたりに換算すると、年間平均23.4件の外出と2件の外泊が実施されているにすぎないことになる。また、外部通働に関しても、2018年3月末時点で、8庁において23人の受刑者に対して実施されるにとどまっている²⁸⁾。その理由としては、そもそも上述の第1種又は第2種の制限区分に指定されている受刑

者の数が非常に少ないということが考えられる。そこで、平成30年4月10日現在の合計88庁の施設における受刑者の制限区分別人員を見てみると、第1種は406人（0.9%）、第2種は6,869人（15.0%）にとどまり、最も多いのが第3種の3万4,115人（74.4%）であった²⁹⁾。また、外部通勤が機能するためには、何よりも受刑者を受け入れる企業関係者等の積極的な協力が不可欠であるとされており³⁰⁾、現状では、このような企業が十分に存在しないことも、実施件数の停滞の一因であると思われる。

7. 日本における外部通勤作業の運用例

以下では、日本における外部通勤作業の運用例を見ていく。

はじめに、犯罪傾向の強い受刑者（B指標）の受刑者が収容されている刑務所では、法定の要件（上述II.5.）を充たす者がそもそもいないことのほか、近隣住民の理解を得られないこともあり、通常は不実施となっている³¹⁾。

続いて、犯罪傾向の少ないA指標の受刑者を収容しているPFI刑務所（半民間委託刑務所）においても、外部通勤は、パイロットプロジェクト的にしか実施されていない。例えば、PFI刑務所である播磨社会復帰促進センター³²⁾においては、被収容者は、①刑務所への収容が初めての男性受刑者、②日本国籍を有していること、または日本国内で長期間の生活経験を有していること、③犯罪傾向が進んでいないこと、④刑の執行期間がおおむね1年以上8年未満であること、⑤26歳以上であること、⑥集団生活に順応できていること、⑦心身に著しい障害がないことという要件を充たした者とされているが、これらの者に対しても外部通勤は未実施である。また、同じくPFI刑務所である美祿社会復帰促進センター³³⁾は、受刑者の位置情報がGPSでコントロールされており、被収容者も①初犯者、②罪が小さい、③暴力団員ではないこととされているにもかかわらず、長年外部通勤は未実施であった。2017年によく3人の女性受刑者に対して外部通勤が実施されたものの、協力業者の繁忙期にあたる3ヶ月間に限り行われたもので、現在は終了しており、今後の展開は未定である³⁴⁾。

3人という限られた人数となったのは、GPS登載の器具の個数が3台しかなかったためである。

他方、継続的に外部通勤を実施している刑事施設としては、加古川刑務所の交通区がある³⁵⁾。ここでは、居室、食堂、工場等は施錠せずに、寮舎内は自由に移動ができることになっている。さらに、面会も職員の立ち合いなしに実施されている。このような比較的開放的な施設の受刑者に対して実施されている外部通勤作業ですらも、平均5名、最大6名に対してというように定員が少ない。これらの者は、刑事施設の職員の同行なしに、外部通勤を行っているが、民間事業所の車によって送迎がなされているため、完全に「監視」がなされていないというわけではない。

以上のように、日本では、A指標の受刑者に対してさえも、GPSによる位置情報の管理に努めたり、車での送迎を行っていたり、受刑者の自律性は養われない運用となってしまっている。受刑者の社会復帰においては、券売機で切符を買う、公共交通機関を一人で乗りこなすというソーシャルトレーニングが事前になされていることが望ましく、現在の運用では、不十分である。むしろ、送迎をしているのに、GPS登載の器具まで携帯させているのは、近隣住民を安心させるための過剰なパフォーマンスとも受け取れる。前述のように、美祿社会復帰促進センターでは、受刑者の位置情報を受刑者が着用する衣類に付いているバッジに内蔵されたGPSで把握しており、このコントロールの範囲を施設外にも拡張できれば、先述の器具がなくても外部通勤作業が増やせるはずである。民間の事業所の所在地にもよるが、可能であるならば、ソーシャルトレーニングのためにも、公共交通機関を使つての外部通勤が推奨される。

以上、現在日本では、外部通勤作業を実施している刑事施設が極めて少数に限られており、大部分の受刑者は、事前の「お試し期間」がないままに、仮釈放・出所する状態に陥っている。このことは、練習なしに社会生活を送らせることにつながり、再犯防止には資さない運用実態となっていると言える。

8. 開放的施設・大井造船作業場

続いて、現在、開放的施設として指定されている大井造船作業場における開放的処遇について紹介する³⁶⁾。開放的施設で処遇を受けられる法定の要件は、制限緩和により第1種の制限区分に指定されていることである（刑事収容施設法施行規則50条）。さらに、①釈放後の保護の状況が良好であること、②高齢その他の理由により就業することが困難なものと認められないこと、③生活態度が良好な状態が継続し、かつ、継続する見込みがあること、④過去に逃走や自殺を企てたことがないこと、⑤施設近郊の居住歴や土地勘などを考慮し、当該施設において開放的処遇を実施する上での特段の支障がないことといういずれの要件も充たすことが必要である³⁷⁾。

(1) 大井造船作業場における受刑者の特徴とその暮らし

大井造船作業場³⁸⁾は、昭和36年9月に開設された松山刑務所の1支所である構外作業場である。そこでは、世界でも類のない「塀のない刑務所」として、先駆的な開放処遇を実施しており、受刑者は、青いヘルメットと白い作業着を着用し、「作業員」と呼ばれている。作業員の寝泊りする友愛寮内は、鉄格子も鍵もなく、他の部屋への往来が自由であり、図書室、娯楽室の利用が自由にできる。友愛寮での生活の特徴は、職員も作業員と共に生活しており、寮生活の全般に渡って作業員の自治がある程度認められている点である³⁹⁾。作業員の選定は、次のように行われる。原則として、凶悪犯や性犯罪者は除外される。続いて、以下の要件のうち何点かを備えている者である。①積極的な更生意欲が認められる者、②塀、鉄格子等の物的設備がないため、逃走の危険がない者、③自主的な共同生活、職業訓練及び生活指導に重点を置いて処遇するため、対人関係に問題がない者、④知能指数が普通域以上の者（さらに、学力テスト、体力テストを加味し、共同生活が普通にできる者）、⑤暴力団等の反社会性集団に所属していない者、⑥引受人が決定し、保護関係の調整の見込みがある者、⑦概ね6月以上、1年6月以下の在場期間が確保できる者。原則、全国の刑務

所から入所することができ、時期を問わずに希望を出すことができるが、入寮に先立ち、松山刑務所の鉄筋工場（大井造船作業場で使う部品を作っている）で4週間の厳しい訓練を受けることになっている。この訓練をやり遂げた者が大井造船作業場へとやってくる。作業員の定員は、92名であるが、2012年の参観時の在寮者は、22名であった。罪名別人員は、覚せい剤8名、詐欺等3名、窃盗4名、強盗5名、傷害・暴行2名で、平均年齢は、30.3歳、7年が最長刑期であった。友愛寮の居室は、4人部屋で二段ベッドが設置されていた。窓際には、一段の本棚があり、家族の写真を飾る者もいた。友愛寮では、お風呂に毎日入れ、制限区分の第1種に該当するために面会にも制限はなく、許可された者に電話をかけることも可能である。さらに、作業報奨金の額が、最低でも月額1万5千円とかなりの高額になっている⁴⁰⁾。

(2) 2018年の逃走事件とその後

冒頭に述べた通り、2018年4月、当初から受刑者が逃走し、世間を騒がせた。当受刑者は、夕食後に塀のない寮を抜け出し、23日間、窃盗や人のいない民家に侵入して過ごした。さらには、海を泳いで渡り、最終的に広島県で逮捕された⁴¹⁾。2018年9月12日の公判において、検察官は懲役6年を求刑し⁴²⁾、同月28日、松山地方裁判所は、単純逃走罪、窃盗罪などで懲役4年の判決を言い渡した⁴³⁾。法務省の発表では、当施設では、1961年以降、17件20名が逃走している⁴⁴⁾。一番長いケースでは、3ヶ月間逃げていたが、その他は、いわゆる「10分逃走」（単純逃走罪は成立）である⁴⁵⁾。2018年の逃走は、マスメディアで大きく取り上げられ、本件以降、当施設では、受刑者の面談の機会を増やし、ドアにセンサーをつけることで再発防止を図った⁴⁶⁾。しかしながら、下記の表⁴⁷⁾の通り、過去10年間の逃走罪の認知件数は、年間で最大で5件となっており、検挙件数も60～120%と非常に高い⁴⁸⁾。たった1件の逃走により、当初における従来の開放的処遇のあり方が変更されてしまったのは、残念である。

表

年度	認知件数	検挙率（％）
2007	3	100
2008	2	100
2009	4	100
2010	4	100
2011	3	66.7
2012	5	60
2013	3	66.7
2014	5	120
2015	1	100
2016	5	100

〈出典：警察庁「犯罪統計書 平成28年の犯罪」59頁表3〉

9. 小括

以上のように日本における開放的処遇は、そもそも「対象者の選別が極めて慎重になされていることもあり、制度の趣旨が十分に生かされているとはいいたいがたい状況にある」⁴⁹⁾と評されている。この慎重な選別の背後には、逃走に対する懸念がある⁵⁰⁾。この点につき、「開放的処遇に逃走は付き物だ、欧米を見よといって済ますわけにはいかない」としながらも、「現状では、開放的処遇の対象者は極く少数だから、対象者を多少増やしても、直ちに逃走が頻発するとも思えない。特に、釈放前処遇としての開放的処遇の拡充であれば、逃走の危険を過大視することはない。釈放、特に仮釈放の時期が近付いた者に逃走の危険が少ないことは、経験的に確かなことといえる」⁵¹⁾という開放的処遇の発展を促す見解がある。また、開放的処遇を拡大していけば、「ある程度の失敗例が出るのは避けがたいのであり、あまりに慎重になりすぎると制度が発展しない」として、開放的処遇の発展には、ある程度リスクが伴うことを社会が受け入れることができるかが鍵となるという見解もある⁵²⁾。いずれの見解も、広く国民に理解を求めて、開放的施設を発展させよという点で一致しており、賛同できる⁵³⁾。

Ⅲ. 刑務所におけるその他の自由の制限

日本の刑務所で制限されているのは、移動の自由に限られない。受刑者たちは、その日常生活においても、さまざまな自由を制限されているのである。以下では、そのうちの入浴、髪型、冷暖房について検討する。

1. 日常生活上の制限① 入浴

日本の刑務所において、受刑者が毎日入浴できていない状況に置かれていることは、あまり知られていない。法律・規則は、以下のようにになっている。刑事収容施設法は、「被収容者には、法務省令で定めるところにより、刑事施設における保健衛生上適切な入浴を行わせる」と規定している(59条)。入浴の回数については、同法施行規則25条1項に、「1週間に2回以上」と規定されている。ただし、入浴の回数の時間については、当該刑事施設の気候的な条件によっても異なるであろうし、特に受刑者については、実施する矯正処遇の内容によっても異なるべきものと考えられることから、被収容者の保健衛生及び医療に関する訓令(平成18・5・23、法務省矯医訓第3293号)5条において、施行規則が定める範囲で、「気候、矯正処遇等の内容その他の事情を考慮して、刑事施設の長が定める」こととされている。現実の入浴の頻度は、通常、夏場は週3回、冬場は週2回としている施設が多い。監獄法下では、夏期(6～9月)は、5日に1回以上、冬期(10～5月)は、7日に1回以上と定められていた(監獄規則105条)ことに鑑みると幾分増えている⁵⁴⁾。

入浴時間は、15分である⁵⁵⁾。ただし、脱衣所に入室してから、入浴、洗髪・洗身(ときとして、髭剃り)を行い、再度着衣して脱衣所を出るまでが15分とされている。このような短時間の入浴は、明治34年に釧路分監の廃止に伴って創設されたかつての網走監獄⁵⁶⁾における入浴の実態と同じであり、長年の慣行となっていることが伺える。現在は、監獄博物館となっている当監獄の展示パネル⁵⁷⁾によると、「1,000人近い受刑者を効率よく入浴させるために、入浴時間

は15分、刑務作業のグループごとに入浴」させ、「15人単位で」「脱地着衣を含め15分」で入浴を済ませていたという⁵⁸⁾。

また、法文上は明らかとなっていないものの、実際には、湯の使用量、シャワーを使用する秒数までが施設内の規則として定められている。例えば、京都刑務所⁵⁹⁾では、浴槽に入る前のかけ湯として、桶に2杯、洗髪・洗身合わせて桶に10杯まで、流しシャワー20秒間と決められている⁶⁰⁾。

次に、受刑者の衛生面に関連する裁判例（熊本地判平8・1・26判時1599・123、LEX/DB: 28010897）を見てみる。本件は、入浴日に該当しない日の作業終了後の身体払拭に使用する水量を備付けの洗面器2杯分に制限された受刑者が、これでは1日の作業による身体全体の汗等を衛生的に払拭することが到底不可能であると主張し、さらには、洗体後のタオルを脱衣所から持ち出すことは禁止されている上、1枚のタオル使用期限は最低2か月で、その間、石けんでタオルを洗うことも禁止されていたことに対して刑事収容施設法37条、同法施行規則102条違反に当たると国家賠償による慰謝料の支払いを求めたものである。判決は、受刑者の衛生保持について、入浴・シャワーを実施していたし、舎房内でも身体払拭は可能であったし、本件で問題となったタオルについても衣類の種別に応じた頻度で洗濯を行っていたことを考慮すると、「使用水量の制限及びタオルの石けんでの洗濯の禁止が著しく不合理であることが明らかとまでいうことはできない」として、上記措置の不法行為の該当性を否定している。

以上の入浴の回数・時間制限、使用湯量の取決めなどの厳しい規律は、水道代・ガス代という財政の都合に鑑みると、やむを得ないものであるとする見解もある。また、職員数的に見ても、一日のスケジュール的に見ても、多数の集団が毎日入浴することには、無理があるとされる。しかし、このような厳しい制限がある背景には、受刑者を快適に暮らせまいとする「国民の願い」がないとは言い切れない。財政上の都合がつかない一因には、国民の理解が得られないこともあると言えそうである。

2. 日常生活上の制限② 髪型

刑事収容施設法60条1項は、「受刑者には、法務省令で定めるところにより、調髪及びひげそりを行わせる」と規定している。同法施行規則26条5項は、受刑者に行わせる調髪の髪型の基準は、法務大臣が定めるとしている。被収容者の保健衛生及び医療に関する訓令（平18・5・23、法務省矯医訓第3293号）6条1項1号は、男子受刑者については、原型刈り、前五分刈り又は中髪刈りとする規定している。原型刈りとは、いわゆる坊主頭のことである。東京地判昭和38年7月29日判決⁶¹⁾は、受刑者の頭髪を定めることにつき、衛生の必要性、外観上斉一性を保つため（刑務所内の秩序の維持ないし逃走の防止。さらに、あらゆる受刑者を刑務所内においては、その外見も含めて一律に扱うことの重要性）、施設、器具等の上での財政上の負担減⁶²⁾を理由に、受刑者という特殊の地位に基づき頭髪に関する自由を合理的に制限する方法として、受刑者の頭髪を剪剃すべきものとする立法府及び行政当局の選択ないし裁量決定につき、「憲法違反、違法の問題はおこり得ない」とした。したがって、その剪剃の強制が憲法違反となるという問題はおこり得ないとし、結論として本件請求を棄却している。また、比較的最近の裁判例（名古屋地判平18・8・10、LEX/DB:28112198）においても、①多数の犯罪傾向を有する者を収容して集団生活を営わさせるに当たって、集団内の規律や衛生を厳格に維持するために有効かつ必要な手段であること、②逃走防止及び画一的処遇の実現にとって受刑者の外観をある程度統一する必要があること、③調髪を許容することによって生ずる施設や器具の調達、維持のための財政上の負担増加を回避することができること、④課せられる作業の内容によっては、安全管理上かかる措置が適当であると考えられることを理由に、男子受刑者の髪型を制限する処分の違法性は否定されている。本件は、戸籍上は男性であるが、性同一性障害のために、心理的、社会的には女性として生活してきた原告が男子受刑者に対する調髪処分（丸坊主）に対して行政処分の差止めを請求した事案であるが、名古屋地裁は、男子受刑者に対する調髪処分は、受刑者の拘禁目的に照らして合理的であって違法

ではなく、性同一性障害という特殊事情を有する長髪の男子受刑者についても、刑事施設法が、受刑者の性別に応じて処遇内容を区別しながら、受刑者の性別の判定方法について規定していないことから、拘置所長が、当該受刑者を戸籍上男性となっていることや男性としての身体的特徴をなお有していることから、男子受刑者として処遇しても、裁量権を逸脱・濫用するものではないとした。また、2018年の事案⁶³⁾においても、(病いやがん治療の影響で頭髮に悩みを抱える子供のウィッグ用に) 寄付するために髪を伸ばしていた原告に対して、受刑者の髪型の制限は「必要かつ合理的な措置で、過剰な制限を加えるものではない」とされ、原告に対する髪型の制限は大阪拘置所長の裁量権の逸脱や濫用には当たらないと判断されている。以上のように髪型の制限の正当性を唱える判例に対して、「坊主頭」にこだわる根拠は、基本的には、受刑者に加辱の意味を身をもって味わせることにあるとする見解もある⁶⁴⁾。

3. 日常生活上の制限③ 冷暖房

日本の刑務所は、冷暖房完備ではない。このことは、日本人には周知の事実であるが、他国では、衝撃の事実として受け止められている。日本の刑務所の冷房（エアコン）は、作業工場では、刑務作業の製品制作上必要な場合にのみ設置され、受刑者の居室には、幸運なケースで扇風機があるだけである⁶⁵⁾。周知のとおり、日本の夏は、連日気温35度を超える「酷暑」である。そのような状態で、エアコンもない環境で生活し、入浴も週3回に制限されるとあっては、医療上、衛生上の問題が大きいことは想像に難くない。一部の施設では、夏場は、濡れタオルで体を拭く、水のシャワーを浴びる等が認められているが、これも、定められた時間外に行った場合は、懲罰対象となっている⁶⁶⁾。

2018年の夏、名古屋刑務所の居住棟4階の単独室に収容されていた受刑者1名が熱中症で死亡するという惨事があった⁶⁷⁾。単独室には冷房はなく、廊下に扇風機が設置されており、室温は34度という状況であった。当施設は、当死亡事故発生後は4階を使用禁止とし、これまで1日1回支給していたスポーツド

リンクの配給回数を増やすという対応を行った。このように、気候変動により、酷暑が続く現在においては、今後も刑事施設において熱中症による死者が出るのが容易に予測され、エアコンの不設置については見直す時期にきていると言えるであろう。

他方、冬場の暖房設備についても、日本の刑事施設では、北海道の施設等に限っての設置という消極的な状態である。昨今の気候を考えると冷暖房の完備されてない状態で受刑させることは、自由刑ではなく、身体刑となってしまうであろう。

IV. むすびにかえて

日本の刑事施設における自由刑の執行は、そもそも自由刑の根幹である移動の自由においても、かなりの制限がされていることが分かった。これらは、開放的処遇を行う開放的施設の少なさや外出・外泊、外部通勤作業の実施件数の少なさからも見て取れる。再犯防止には、受刑者が、社会に復帰した後、社会で受け入れられる（少なくとも社会的に排除されない）ことが必要である。開放的処遇は、いわば段階的に自由の制限を緩和していくのに適したもので、社会に出るトレーニングを可能とするとともに、「大きな失敗＝再犯」を未然に防ぐことも可能とするものである。国民に対しても、いわゆる A 指標の受刑者で、厳格な基準を充たした者にのみ外出・外泊、外部通勤が適用されることを広く周知し、これらの実施に理解を求めることが必要である。

また、日本の施設内処遇においては、自由刑の範囲を逸脱し、人権侵害ともいえるような、さまざまな不自由を受刑者に強いている現状がある。その際たる例として、入浴、髪型、冷暖房に関する規則・慣行を紹介した。これらの規則が定められるに至った背景には、国民の受刑に対する「意向」の影響があるのではないだろうか。国民は、受刑者に対しては、犯罪者なのだから刑務所の中で贅沢をさせるべきではないと、時として過度な自由の制限を期待している

と思われる。「悪いことをしたのだから、お風呂に入れなくても当然」「悪いことをしたのに涼しいところで快適に過ごすことは許さない」と、刑罰である以上は、著しい身体的・精神的苦痛を伴うものでなければならないと考えている者が多いようである。このような行き過ぎと思われる自由の制限に対しては、現行法上、受刑者による不服申立（157条以下）や刑事施設視察委員会による視察（7条以下）によって改善を求めることが可能であるが、十分に機能しているとは言い難い⁶⁸⁾。

本稿は、2018年10月5日の第17回「関西大学・漢陽大学共同シンポジウム」で行った報告の後半部分に加筆したものである。会場では、日本の刑務所の「厳しさ」に驚きの声が上がった。質疑・応答時に得た情報によると、韓国では、受刑者が逃走した場合には、その者が捕まるまでは、他の受刑者の外出が不許可になるという厳しい措置がとられるという。他方、日本では認められていない受刑者が身内の葬儀に出席するための外出は認められているという。日本では、親の死に目にも会えないような厳しい受刑生活を送らされているわけであるが、このように受刑者の自由が著しく制限されている理由の一つには、国民が行刑の実態を知らないということがあるだろう。大多数の国民の最大の関心事は、犯罪を行った者が逮捕されたか否かと「凶悪犯」が実刑になったか否かにあり、その後の行刑の内容についてまでは、関心が及んでいないと言える。また、仮に、行刑の現状を知ったところで、受刑者の権利を不当に侵害していると考える者は少ないであろう。他方で、意外にも、刑事施設の近隣住民の見解として、美祿社会復帰促進センターのある山口県美祿市の住民は、高齢化社会の影響で、例えば農業、介護分野などで人手を要しており、外部通勤に理解を示しているという⁶⁹⁾。外部通勤作業に関する情報を開示し、十分に説明をした上で理解を求めれば、常に、近隣住民が反対するというものもないようである。かつて、静岡刑務所長であった柳本は、すでに昭和55年の時点で、開放処遇拡大の決め手は、市民生活のレベルに直結しているという見解を示している⁷⁰⁾。開放処遇を多用している北欧諸国の一般市民の生活のレベルは高く、

凶悪犯も少なく社会治安も良好であるという。そこでは、一般市民の生活が豊かになり、人々の心も豊かになってはじめて、犯罪者に対する寛容の精神が育まれ、開放処遇も受け入れられるとされており、首肯できる。犯罪者に対する再犯を防止するには、犯罪者を社会に再統合することが必須である。現行の刑事収容施設法下の施設内処遇では、刑務作業、改善指導、教科教育の充実という三本柱で再犯防止に努めている。また、社会内での居場所を作るための就労支援などにも力が入れている。そこに、すでに法規定はある外出・外泊、外部通勤作業の実施件数を増やし、仮釈放・出所前の社会内トレーニングを行わせることができるならば、より一層の再犯防止につながると思われる。

注

- 1) 第一報は、2018年4月9日に報じられた。朝日新聞デジタル (https://www.asahi.com/articles/DA3S13443040.html?iref=pc_ss_date) 参照。
- 2) 例えば、2018年4月18日付産経新聞 (<https://www.sankei.com/west/news/180422/wst1804220011-n3.html>) では逃走受刑者の搜索の長期化による地元住民の不安とストレスが紹介されている。
- 3) つまり、世間は、受刑者との関わりを極力断ちたがるということである。
- 4) 刑の執行が猶予された者や仮釈放となった者にとっては、社会内処遇（更生保護）の内容が社会復帰の鍵となる。
- 5) 2017年の再入者率（入所受刑者人員に占める再入者の人員の比率）は、59.4%であった（H30年版犯罪白書200頁参照）。同年の入所受刑者の入所度数別構成比は、1度が40.6%、2度が16.9%、3度が11.8%、4度が8.3%となっており、5度以上の者も22.4%いた（H30年版犯罪白書200頁、5-2-3-2図参照）。
- 6) 2017年の裁判確定人員のうち、有期懲役の人員が4万9,167名、有期禁錮の人員は3,065名、拘留の人員は5名であった（平成30年版犯罪白書37頁、2-3-1-1表参照）。また、2016年の新受刑者のうち禁錮は0.3%未満であった（法制審議会少年法・刑事法〔少年年齢・犯罪者処遇関係〕部会第1分科会第2回会議配布資料5「受刑者に対する処遇について」参照）。
- 7) 刑事収容施設法74条2項9号は、正当な理由なく、作業を怠ってはならないと規定している。
- 8) より詳細には、はじめに受刑者の処遇に関する「刑事施設及び受刑者の処遇等に関する

法律」が2005年に制定され、翌年から施行された。その後、上記の法律に代用監獄を含む未決拘禁者の処遇に関する改正内容を加えた「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律」が2006年に制定され、翌年2007年から施行されている。

- 9) 逐条解説 刑事収容施設法9頁。
- 10) 京都刑務所の2014年2月20日参観時の規則である。
- 11) 大阪刑務所の2017年12月12日参観時の規則である。
- 12) 受刑者間の居室内での私本等の貸借が容認されているのか否かが、当該刑務所においては不明瞭であったにもかかわらず、自弁の書籍を同室者に貸し渡したことについて、刑務所長から、閉居7日の懲罰を科する旨の処分を受けた原告が、かかる処分は、公平性を欠き、恣意的であるなどの違法があるなどとして、被告である国に対し、国家賠償法1条1項の規定に基づき、慰謝料等の支払を求めたことにつき、請求を一部認容した裁判例として、東京地判平28・9・9（LEX/DB: 25536959）がある。本件につき東京地裁は、本件処分当時、居室内での私本等の貸借については、黙認ないし容認するとの運用がされ、被収容者に対し、それが懲罰の対象となる旨の指導はされていなかったことを理由に、居室内での私本等の貸借は懲罰を科し得る行為としてあらかじめ明確にはされていなかった事実を認めた。その上で、当該刑務所は、上記貸借と許容されていた居室内での「見せ合い」との十分な区別もせず黙認ないし容認していたといわざるを得ないとし、そのような状況下において、警告や注意等を行うこともなく、殊更に本件行為を対象として、閉居7日の懲罰を科した本件処分は、刑事収容施設法150条1項の趣旨に反し許されないものというべきであると判示した。
- 13) 川出・金「刑事政策 第2版」（2018）185頁。開放施設の定義に関して、国連は、犯罪防止および犯罪者処遇に関する第1回国連会議（1955年）において、次のように決議している。「開放施設は、有形的または物理的な逃走防止装置（周壁・錠・鉄格子・武装看守その他の特別保安官等）の欠如ならびに、自律および収容者の集団生活に対する責任感に基づく制度によって特徴づけられる。この制度は収容者が自己に与えられた自由を悪用することなく、これを利用するよう仕向けるものである。」柳本正春「開放処遇」朝倉・佐藤ほか編「日本の矯正と保護第1巻行刑編」270頁。
- 14) 大塚仁「行刑の現実と展望」大塚・平松編「行刑の現代的視点」297頁。
- 15) 前掲注14大塚297頁。
- 16) 前掲注14大塚297頁。
- 17) 前掲注13川出・金186頁。
- 18) 前掲注13川出・金186頁。
- 19) 前掲注14大塚297頁以下。
- 20) 刑事収容施設法88条2項の定義によると、日本では、これらのうち、法務大臣が指定す

るものを開放的施設としている。

- 21) 例として、外塀を低いフェンスとした施設、居室に施設設備を設けない施設、一定の範囲における移動や行動の自由が認められる施設、及びいわゆる作業を行う施設（構外作業場）が挙げられている（前掲注13川出・金186頁）。
- 22) ドイツの開放的処遇に関する収容の要件等の詳細は、*Laubenthal* “Strafvollzug 7. Aufl.”, Rn. 345 ff 参照。
- 23) 前掲注9 逐条解説474頁。
- 24) 前掲注9 逐条解説475頁。
- 25) 前掲注9 逐条解説475頁。
- 26) 前掲注9 逐条解説476頁。
- 27) 平成30年版犯罪白書55頁。
- 28) 平成30年版犯罪白書55頁。
- 29) 平成30年版犯罪白書55頁。
- 30) さらに、「外部通勤にあてられた受刑者が釈放された後、当該企業にそのまま就職する便宜が与えられるならば、その者の社会化の可能性がいちじるしく高められることはいうまでもない」という、前掲注14大塚299頁。
- 31) B指標の刑務所で、外部通勤を実施した例として、網走刑務所と月形刑務所がある。詳細は、向井康修「網走刑務所における外部通勤作業について」刑政127巻9号（2016）74頁以下、鈴木一将「B指標施設における外部通勤作業について」刑政127巻9号（2016）82頁以下参照。
- 32) 2015年12月18日の参観時に得た施設のしおりの情報による。
- 33) 2015年12月11日の参観時に得た情報による。
- 34) 詳細は、阿部光成「PFI施設における外部通勤作業」刑政129巻1号（2018）92頁以下参照。
- 35) この交通区では、半開放処遇が行われている。以下は、2015年5月25日の参観時に得た情報による。
- 36) 他の指定されている開放的施設は、網走刑務所の二見ヶ岡農場（構外作業場）、市原刑務所、広島刑務所の有井作業場（構外作業場）である、前掲注13川出・金186頁。
- 37) 「受刑者の生活及び行動の制限に関する訓令」（平成18・5・23、法務省矯正訓第3321号）9条2項。
- 38) 以下は、2012年3月13日の参観時に得た情報による。
- 39) いじめに発展することもあるので、職員は全く放っておくということというわけではないという。
- 40) ちなみに、2017年の受刑者の作業報奨金の平均額は、4,340円である（平成30年版犯罪白

書56頁）。

- 41) 2018年4月30日付朝日新聞 DIGITAL (<https://www.asahi.com/articles/ASL4Z444PL4ZPFIB001.html>) 参照。
- 42) 2018年9月12日付産経 WEST (<https://www.sankei.com/west/news/180912/wst1809120039-n1.html>) 参照。
- 43) 2018年9月28日付産経 WEST (<https://www.sankei.com/west/news/180928/wst1809280037-n1.html>) 参照。
- 44) 2018年4月9日付産経 WEST (<https://www.sankei.com/west/news/180409/wst1804090026-n2.html>) 参照。
- 45) 2012年3月13日の参観時に得た情報による。
- 46) 平成30年6月15日付法務省松山刑務所大井造船作業場からの逃走事故を契機とした開放的施設における保安警備・処遇検討委員会「開放的施設における処遇及び保安警備等に関する検討結果報告」(<http://www.moj.go.jp/content/001261286.pdf> よりダウンロード可) 参照。当事件とその後についての評釈は、藤本哲也「松山刑務所大井造船作業場逃走事件について」罪と罰56巻1号62頁以下。
- 47) 警察庁「犯罪統計書 平成28年の犯罪」59頁表3「年次別 府県別 材種別 認知・検挙件数及び検挙人員（つづき）F-5 逃走罪」参照。
- 48) 発生件数が少ないがゆえに、かえって逃走に対する社会の反応は厳しいとする見解もある、稲川正浩「開放的処遇」森下・佐藤ほか編「日本行刑の展開」（1993）、97頁。
- 49) 前掲注13川出・金188頁。
- 50) 開放的処遇の下での逃走については、開放的処遇は、拘禁確保のための有形的な諸手段を欠くのであるから、いわゆる矯正職員の戒護責任を問い得ないとしつつも、社会的には、選定に誤りがあった点、処遇の過程でその危険に気付かず、適切な対応をしなかった点については、当事者は何らかの責任を負うことが期待されるとされている、前掲注48稲川98頁。同様に、論理的に言えば、制度として物理的に拘束不可能な状態での逃走に関して、職員の責任を問うのはおかしいとしつつも、逃走中に事件が起こった場合には、法務省の職員は、その人選に責任があること、収容者の指導に問題があり、開放処遇に必要な信頼関係と責任感を作れなかったことについて、一種の結果責任を負わざるをえないという見解が示されている、前掲注13柳本280頁。
- 51) 前掲注48稲川97頁以下。
- 52) 前掲注13川出・金188頁。
- 53) ただし、この賛同を得ることが容易でないことは、すでに指摘されている、前掲注13柳本280頁以下。
- 54) 監獄法下での各刑務所・拘置所の入浴回数と時間の実情については、日本弁護士連合会

「監獄と人権」(1977) 60頁以下の表を参照。

- 55) 全体の入浴時間は10分前後と紹介されることもある、菊田「受刑者の法的地位 第2版」(2016) 232頁以下参照。
- 56) 本施設については、重松「博物館網走監獄」(2002) 参照。
- 57) 2018年9月3日の見学時に見た「浴場」という展示パネルの情報による。
- 58) このような入浴方法によっても、1日(朝から夕方まで)に入浴できる人数は約200人に限られていたという。したがって、受刑者が1,000人いる場合には、おのずと入浴は、5日に1回となってしまうことになる、網走監獄博物館展示パネル「入浴方法」参照。また、大阪刑務所では、1回につき80名が入浴しているという(2017年12月12日の参観時)。
- 59) 2014年2月20日の参観時に得た情報による。
- 60) 文献では、使用する湯水の量についての例示は、掛け湯2杯、洗髪4杯、洗身4杯、上がり湯2杯となっている、前掲注55菊田233頁。
- 61) 行例集14巻7号1316頁。LEX/DB: 27602713。本件において原告は、受刑者の頭髪を強制的に剃削することが基本的人権の保障に関する憲法の規定に違反するとして差止請求を行った。
- 62) 東京地方裁判所は、これらを「十分合理的な理由、根拠になり得る」と判断している。
- 63) LEX/DB 未掲載。2018年5月31日付の産経WEST (<https://www.sankei.com/west/news/180531/wst1805310004-n1.html>) 参照。
- 64) 前掲注55菊田231頁。
- 65) 大阪刑務所では、7人部屋として使用されている共同室(雑居房)にのみ、各室扇風機が1台設置されている(2017年12月12日の参観時)。
- 66) 前掲注55菊田233頁参照。
- 67) 以下は、2018年7月26日付の日本経済新聞 (<https://www.nikkei.com/article/DGXMZO33421240W8A720C1CN8000/>) 参照。
- 68) 不服申立制度の改正点については、森川久浩「不服申立てに関する訓令・通達の改正について」刑政129巻6号(2018) 24頁以下参照。
- 69) 2015年12月11日の参観時に得た情報による。
- 70) 前掲注13柳本282頁以下。

参考文献

- 朝倉京一・佐藤司・佐藤晴夫・森下忠・八木国之編「日本の矯正と保護第1巻 行刑編」有斐閣(1980)
- 大塚仁・平松義郎編「行刑の現代的視点」有斐閣(1981)
- 川出敏裕・金光旭「刑事政策 第2版」成文堂(2018)

- 菊田幸一「受刑者の法的地位 第2版」三省堂（2016）
- 警察庁「犯罪統計書 平成28年の犯罪」（2017）
- 重松一義「博物館網走監獄」網走監獄保存財団刊（2002）
- 日本弁護士連合会編「監獄と人権」日本評論社（1977）
- 林眞琴・北村篤・名取俊也「逐条解説 刑事収容施設法 第3版」有斐閣（2017）
- 法制審議会少年法・刑事法（少年年齢・犯罪者処遇関係）部会第1分科会第2回会議配布資料5「受刑者に対する処遇について」（<http://www.moj.go.jp/content/001238150.pdf> よりダウンロード可）
- 法務省法務総合研究所編「平成30年版 犯罪白書」（2018）
- 森下忠・佐藤司・小野義秀・宮本恵生・鴨下守孝編「日本行刑の展開」一粒社（1993）
- Laubenthal, Klaus* “Strafvollzug 7. Aufl.” Springer（2015）